

<<記載例>>

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書

令和 3 年 5 月 15 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

※ 注意  
充填及び回収の実績がない場合であっても、  
年度終了後45日以内に報告する必要があります。

(郵便番号) 〒 310-8555  
住 所 茨城県水戸市笠原町978-6  
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
(株)フロン充填回収  
代表取締役 梶原 一郎  
電話番号 123-456-7890  
登録番号 茨 第 99999

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、  
次のとおり報告します。

押印不要になりました。

【記入にあたっての注意点】

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 別紙は、原則として、以下の数式となるようにすること。

CFC	② + ③ = ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧
HCFC	⑩ + ⑪ = ⑫ + ⑬ + ⑭ + ⑮ + ⑯
HFC	⑱ + ⑲ = ⑳ + ㉑ + ㉒ + ㉓ + ㉔

- 3 第49条第2号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は  
名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。
- 4 報告する数値は小数点以下第三位を四捨五入し、小数点以下第二位までを記載すること。

【担当者】

記載内容についてお問い合わせさせていただくことがありますので、ご記入ください。

所属	(株)フロン充填回収 営業部		
氏名	茨城 太郎	日中連絡のとれる 電話番号	123-456-7890

必ず記入してください。

画像認識に使用するので  
記入してください。

CFC (R11、R12、R113)

	冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外
CFCを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台
①				
CF種				
②				
③年度当初に保管していた量			kg	kg
④第一種フロン類			kg	kg
⑤フロン類			kg	kg
⑥法第50条			kg	kg

**<設置>**  
新たに機器を設置した場合  
新たに機器を設置したときにフロン類を充填した機器の台数とその充填量

**<設置以外>**  
機器を整備等する場合  
使用中機器のメンテナンスに伴いフロン類を充填した機器の台数とその充填量

**※合計の注意点**  
合計が合わず、連絡差し上げるケースが多いです。  
県HPのPC入力版(Excel)であれば、自動計算されます。

前年度報告分の「年度末に保管していた量」を入力してください。  
※茨城県からの通知を元に記入してください。

**<整備>**  
エアコン等の機器のメンテナンス等を行う場合  
機器のメンテナンスに伴いフロン類を回収した機器の台数と最終的に回収したフロン類の量

**<廃棄等>**  
エアコン等の機器を処分する場合  
処分するためにフロン類を回収した機器の台数とその回収量

	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HCFCを回収した第一種特定製品の台数	2 台	1 台	5 台	3 台	7 台	4 台
⑩回収した量	4.00 kg	10.00 kg	10.00 kg	15.00 kg	14.00 kg	25.00 kg
⑪年度当初に保管していた量					0.00 kg	10.00 kg
⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量					14.00 kg	15.00 kg
⑬フロン類破壊業者に引き渡した量					0.00 kg	10.00 kg
⑭法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					0.00 kg	0.00 kg
⑮第49条第1号に規定する者に引き渡した量					0.00 kg	0.00 kg
⑯年度末に保管していた量					0.00 kg	10.00 kg

HFC (R407c、R410a等)

	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	(3) 合計
	設置	設置以外		
HFCを充填した第一種特定製品の台数	台	1 台		
⑰充填した量	kg	0.00 kg		
HFCを回収した第一種特定製品の台数	1 台			
⑱回収した量	0.00 kg			
⑲年度当初に保管していた量				
⑳第一種フロン類再生業者に引き渡した量				
㉑フロン類破壊業者に引き渡した量				
㉒法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量				
㉓年度末に保管していた量				

**年度末に保管していた量の計算例 (廃棄等の分)**

回収量 = 25.00 kg  
 + 年度当初保管料 = 10.00 kg  
 - 再生引渡数量 = 15.00 kg  
 - 破壊引渡数量 = 10.00 kg  
 - 自ら再利用量 = 0.00 kg  
 - 49条規定引渡数量 = 0.00 kg  
 年度末に保管していた量 10.00 kg

整備等で、フロン類を回収した後にそのフロン類を再生破壊等せず、そのまま同一機器に冷媒として再充填した場合、その分の充填量及び回収量は集計しません。  
 (例) エアコン1台の修理の際、10kgのフロンを回収し、作業後回収した10kgのフロンをエアコンに戻した場合、台数は1台、充填量及び回収量は0kgになります。

法改正に伴い、追加されました。

	(1) エアコンディショナー	(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	(3) 合計
法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数	1 台	2 台	3 台